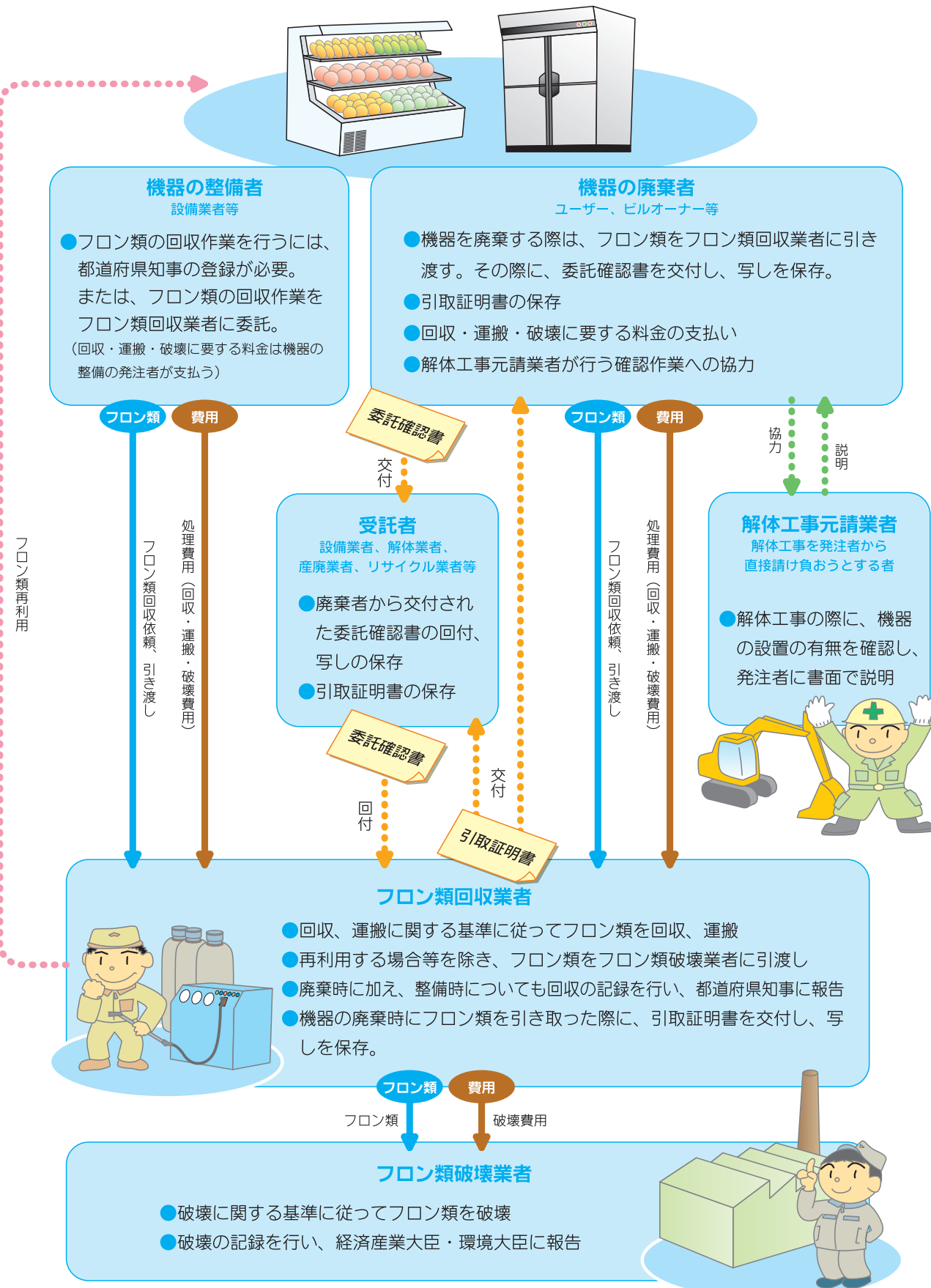


改正フロン回収・破壊法の仕組み

平成14年4月1日から、業務用冷凍空調機器からのフロン回収が義務づけられているところですが、法改正により、平成19年10月1日から、関係者はそれぞれ、以下のことを行わなければなりません。



なお、業務用冷凍空調機器からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

改正内容の概要

今回の法改正の主な内容は以下のとおりです。施行日は平成19年10月1日です。

行程管理制度（フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度）の導入

業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者は、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に、委任確認書を交付しなければなりません。また、その受託者は、委任確認書をフロン回収業者に渡さなければなりません。

フロン回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者及びフロン類引渡業務を受託した者に対し、引取証明書を交付することとします。引取証明書は一定期間保存しておかなければなりません。

整備時のフロン回収義務の明確化

業務用冷凍空調機器の整備を行う者も、フロン類の回収作業を行うには都道府県知事の登録が必要になります。（または、フロン類の回収作業を都道府県知事に登録されたフロン回収業者に委託しなければなりません。）

フロン回収業者は、廃棄時と同様に、回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません。

解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

建物解体工事の元請業者は、その建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に書面で説明しなければなりません。工事発注者はその確認作業に協力しなければなりません。

フロン類の回収が必要な場合の拡大

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン回収業者によるフロン類の回収が義務化されました。

都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与

都道府県知事は、フロン回収業者に加えて、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者など他の義務対象者に対しても、その義務の履行を担保するため、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとします。

フロン回収・破壊法とは？

フロン類はオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるので、フロン類の大気中への排出を抑制することが必要です。このため、平成13年に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」において、業務用冷凍空調機器※の整備・メンテナンス時や、機器が廃棄される際にフロン類（CFC、HCFC、HFC**）の回収を義務付けています。

※ 業務用冷凍空調機器：冷媒としてフロンを使用する業務用の冷蔵機器、冷凍機器及びエアコン

** CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン、HFC:ハイドロフルオロカーボン